資料２－２

新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１　知事は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対して市町村長が支給する見舞金に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付基準）

第２　この補助金は、別記の基準により交付するものとする。

（交付申請）

第３　規則第３条第１項の規定による申請書は、別記第１号様式のとおりとし、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（変更承認申請）

第４　規則第５条の規定による事業内容の変更について知事の承認を受けようとする場合には、別記第２号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第５　規則第５条の規定による事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合には、別記第３号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第６　規則第７条の規定による期日は、補助金の交付決定通知書を受理した日から起算して 15 日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

（実績報告）

第７　規則第 12 条の規定による実績報告は、事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の４月 30 日のいずれか早い期日までに別記第４号様式により知事に提出しなければならない。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

（帳簿の整理等）

第８　この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を５年間保管しておかなければならないこと。また、補助事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して行わなければならないこと。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別記（第２関係）

種類	補助率	補助上限額
遺族見舞金	１／２	15 万円
重傷病見舞金	１／２	５万円

補助額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この要綱は、令和３年５月 12 日から施行し、同年４月１日から適用する。

別記第１号様式

第　　号
年　月　日

新潟県知事　　様

市町村長

新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る補助事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第３条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金申請額　　金　　円

２　見舞金の種類

(1) 種類

遺族見舞金　・　重傷病見舞金

(2) 支給予定額

円

３　添付書類

(1) 補助金申請確認表（別紙１・別紙２）

(2) 歳入歳出予算抄本又は歳入歳出予算確約書

(3) その他知事が必要と認める書類

※　遺族見舞金の場合は別紙１、重傷病見舞金の場合は別紙２を使用すること。

別記第２号様式

第　　号
年　月　日

新潟県知事　　様

市町村長

新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金変更承認申請書

年　月　日付け県生第　　号で交付決定のあった標記補助金について、事業内容の変更を行いたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の内容

２　変更の理由

３　添付書類

別記第３号様式

第　　号
年　月　日

新潟県知事　　様

市町村長

新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年　月　日付け県生第　　号で交付決定のあった標記補助金について、補助事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　中止（廃止）の内容

２　中止（廃止）の理由

別記第４号様式

第　　号
年　月　日

新潟県知事　　様

市町村長

新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け県生第　　号で交付決定のあった標記補助金について、事業が終了したので、新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額
　金　　円

２　実績額
　金　　円

３　事業完了（犯罪被害者等見舞金支給）年月日
　　年　　月　　日

４　添付書類
(1) 犯罪被害者等見舞金に係る支払証拠書類の写し
(2) その他知事が必要と認める書類

別紙1

補助金申請確認表（遺族見舞金）

申請者氏名 （被害者氏名）	〔　　〕	市町村申請受理日	年　月　日

確　認　項　目		確　認　事　項		備考（確認書類）
○申請者		・ 申請先市町村に住所を有することが確認できるか。	□ できる　□ できない	□ 住民票又は戸籍の附票 □ その他（　　）
		・ 犯罪行為の発生当時、新潟県内に居住していた者であるか。	□ ある　□ ない	□ 住民票又は戸籍の附票 □ その他（　　）
		・ 第1順位遺族であるか。 （被害者との続柄　　生計維持　あり・なし）	□ ある　□ ない	□ 戸籍謄本等 □ 住民票又は家計簿等
		・ 第1順位遺族が複数いる場合は、代表者であるか。	□ ある　□ ない	□ 受給代表者決定申出書 □ その他（　　）
○犯罪行為		・ 申請者が申告した犯罪行為が発生した事実を確認できるか。	□ できる　□ できない	□ 警察からの回答書
		・ 申請者が申告した犯罪行為は見舞金の対象となる犯罪行為に該当するか。	□ する　□ しない	
○犯罪行為発生日等		・ 死亡の原因となった犯罪行為の発生は令和3年4月1日以降であるか。 （犯罪行為が発生した日：　年　月　日）	□ ある　□ ない	□ 警察からの回答書
		・ 犯罪行為が発生した日から１年以内の申請であるか。（やむを得ない理由がある場合は、理由がなくなった日から６か月以内であるか。）	□ ある　□ ない	□ 警察からの回答書 ※ 被害者本人が重傷病見舞金を受給している場合は記載不要
○除外事由	遺族見舞金受給の有無	・ 第1順位遺族が当該犯罪行為による死亡につき他の地方公共団体から遺族見舞金若しくは同種の見舞金を受給していないか。	□ ない　□ ある	□ 本人申告 □ 警察からの回答書 □ その他（　　）
	親族間犯罪	・ 犯罪被害者と加害者が親族関係ではないか。	□ ない　□ ある	□ 戸籍謄本、抄本 □ その他（　　）
		・ 加害者と第1順位遺族が親族関係ではないか。	□ ない　□ ある	
		※ 上記2項目で「ある」を選択した場合のみ ・ 特段の理由がある場合に該当するか	□ する　□ しない	□ 本人申告 □ その他（　　）
	犯罪行為誘発性等	・ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発していないか。	□ ない　□ ある	□ 本人申告 □ その他（　　）
		・ 犯罪被害者の責めに帰すべき行為がないか。	□ ない　□ ある	
	暴力団該当性	・ 犯罪被害者又はその第1順位遺族が、暴力団、暴力団員ではないか。また、暴力団、暴力団に協力し、密接な関係を有する者ではないか。	□ ない　□ ある	□ 警察からの回答書
	社会通念上不適切	・ 犯罪被害者等と加害者との関係等から、見舞金を支給することが社会通念上不適切ではないか。	□ ない　□ ある	□ 本人申告 □ その他（　　）
○補助額の調整		・ 犯罪被害者が本件申請に係る犯罪行為により、重傷病見舞金若しくは同種の見舞金を受給していないか。 ※ 「ある」の場合のみ ・ 受給額　　万円	□ ない　□ ある	□ 支給決定通知書 □ その他（　　）
		※ 上記で「ある」を選択した場合のみ ・ 重傷病を負った者が亡くなった日から1年以内の申請であるか。 （死亡した日：　年　月　日）	□ ある　□ ない	□ 戸籍謄本又は抄本 □ その他（　　）

○確認表に添付する書類	・ 県へ提出する確認表に添付する書類は、全て揃っているか。	□ いる　□ いない	□ 見舞金支給申請書（添付書類は除く） □ 戸籍謄本又は抄本 □ 犯罪行為に関する警察への照会書及び回答書
○支給額・申請額	**遺族見舞金支給額　　万円**	**補助金申請額　　万円**	

別紙2

補助金申請確認表（重傷病見舞金）

申請者（被害者）氏名		市町村申請受理日	年　月　日

確　認　項　目		確　認　事　項		備考（確認書類）
○申請者		・ 申請先市町村に住所を有することが確認できるか。	□ できる　□ できない	□ 住民票又は戸籍の附票 □ その他（　　）
		・ 犯罪行為の発生当時、新潟県内に居住していた者であるか。	□ ある　□ ない	□ 住民票又は戸籍の附票 □ その他（　　）
○犯罪行為		・ 申請者が申告した犯罪行為が発生した事実を確認できるか。	□ できる　□ できない	□ 警察からの回答書 □ その他（　　）
		・ 申請者が申告した犯罪行為は見舞金の対象となる犯罪行為に該当するか。	□ する　□ しない	
○支給要件		・ 重傷病を負った事実があるか。 負傷：療養期間が1か月以上かつ入院通算3日以上 精神疾患：療養期間が1か月以上かつ労務に服すことができない期間が通算3日以上	□ ある　□ ない	□ 診断書
○犯罪行為発生日等		・ 重傷病の原因となった犯罪行為の発生は令和3年4月1日以降であるか。 （犯罪行為が発生した日：　年　月　日）	□ ある　□ ない	□ 警察からの回答書
		・ 犯罪行為が発生した日から1年以内の申請であるか。（やむを得ない理由がある場合は、理由がなくなった日から6か月以内であるか。）	□ ある　□ ない	
○除外事由	重傷病見舞金受給の有無	・ 申請者が当該の犯罪行為による重傷病につき、他の地方自治体から重傷病見舞金若しくは同種の見舞金を受給していないか。	□ ない　□ ある	□ 本人申告 □ 警察からの回答書 □ その他（　　）
	親族間犯罪	・ 犯罪被害者と加害者が親族関係ではないか。	□ ない　□ ある	□ 戸籍謄本、抄本 □ その他（　　）
		※ 上記の項目で「ある」を選択した場合のみ ・ 特段の理由がある場合該当するか。	□ する　□ しない	□ 本人申告 □ その他（　　）
	犯罪行為誘発性等	・ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発していないか。	□ ない　□ ある	□ 本人申告 □ その他（　　）
		・ 犯罪被害者の責めに帰すべき行為がないか。	□ ない　□ ある	
	暴力団該当性	・ 犯罪被害者が、暴力団 暴力団員ではないか。また、暴力団、暴力団に協力し、密接な関係を有する者ではないか。	□ ない　□ ある	□ 警察からの回答書
	社会通念上不適切	・ 犯罪被害者等と加害者との関係等から、見舞金を支給することが社会通念上不適切ではないか。	□ ない　□ ある	□ 本人申告 □ その他（　　）

○確認表に添付する書類	・ 県へ提出する確認表に添付する書類は、全て揃っているか。	□ いる　□ いない	□ 見舞金支給申請書（添付書類は除く） □ 住民票又は戸籍の附票 □ 診断書 □ 犯罪行為に関する警察への照会書及び回答書
○支給額・申請額	**重傷病見舞金支給額　　万円**	**補助金申請額　　万円**	